

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

和水町長 石原 佳幸

市町村名 (市町村コード)	和水町 (43369)
地域名 (地域内農業集落名)	菊水東地区 (久米野、岩尻、志口永、古閑、本村、前野、榎原、焼米、大屋、東、菰田、中、西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は旧菊水町の東部に位置し、水稻のほか、条件の良い丘陵地では西瓜やぶどう等の施設園芸や果樹経営等が盛んである。
担い手は高齢化が進む中、10年後も自ら継続して経営をするという意欲がある農家が多いが、経営規模は維持または縮小の意向がほとんどであり、後継者や新たな担い手の確保が大きな課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

丘陵地では今後も施設園芸や果樹経営を推進していく。
若手の担い手については、規模拡大の見込みもあるため、農地の集約や圃場の再整備を行い、作業の効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	269 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針									
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約を目指す。									
(2)農地中間管理機構の活用方針									
農地中間管理機構を活用し、農業者の経営状況に応じて集約を進めていく。									
(3)基盤整備事業への取組方針									
農地集積・集約化を進めていくうえでは、農地の再整備又は暗渠排水等の施設整備は必須であり、作業の効率化を図るための大型機械の導入を行い、少人数での作業で効率化が可能となる体制を整える。									
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針									
関係機関である県・町・農業委員会・JA等が連携しながら、地域にあった経営体を募り、農業者の意向を踏まえながら、担い手として育成していく。相談から就農まで支援を行う。									
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
集落営農組織とJAが連携し支援する。									
<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		
【選択した上記の取組方針】									
①鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退しているため、町の補助事業を活用し、電気柵の設置を進める。									
③農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入に取り組む。									
⑦中山間地域等直接支払事業等を活用しながら保全管理を実施していく。									